

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
生活保護法第28条第5項	調査に応じないとき等の保護の開始若しくは変更申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止決定処分	生活福祉第一課・第二課

処分基準は、生活保護法第28条第5項の規定のとおりとする。

要保護者が保護の決定又は実施のために必要な資産及び収入の状況等について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。